

議案第104号

港区情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について

1 経緯

個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、港区情報公開運営審議会と港区個人情報保護運営審議会（以下「審議会」といいます。）を統合して設置する港区情報公開・個人情報保護運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、新たに港区情報公開・個人情報保護運営審議会条例を制定します。

2 条例（案）の概要

（1）設置（第1条）

審議会を設置する旨を定めます。

（2）所掌事項（第2条）

審議会の所掌事項を以下のとおり定めます。

- ア 港区情報公開条例第12条に基づき、情報公開制度の運営に関する重要事項について審議する場合
- イ 港区個人情報の保護に関する法律施行条例第14条に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため意見を聴くことが特に必要であると認める場合
- ウ 港区議会の個人情報の保護に関する条例第50条に基づき審議する場合
- エ 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について意見を述べる場合

（3）組織（第3条）

審議会委員の人数を10人以内、任期を2年とする旨を定めます。

（4）臨時委員（第4条）

審議内容に応じて臨時委員を設置する旨を定めます。

（5）会長及び副会長（第5条）

会長及び副会長の選出について定めます。

- (6) 会議（第6条）
審議会の招集、議事進行等について定めます。
- (7) 秘密保持（第7条）
審議会委員の秘密保持について定めます。
- (8) 委任（第8条）
審議会運営に関して必要な事項を区規則で定める旨を定めます。
- (9) 付則
この条例は、令和5年4月1日から施行します。